

## 市民文化局働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 職員の心と身体健康保持及び仕事と生活の調和を図るため、長時間勤務の是正に向けた働く環境の整備と意識改革を推進するとともに、多様な働き方の推進に取り組み、もって市民サービスを推進することを目的として、川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱第7条に基づき、市民文化局働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下「局推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 局推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の働く環境の整備に関すること。
- (2) 職員の働き方及び仕事の進め方への意識改革に関すること。
- (3) その他職員の働き方及び仕事の進め方等に関すること。

### (組織)

第3条 局推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、局長をもって充てる。
- 3 副本部長は、市民生活部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、局推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 局推進本部の会議は、コアメンバー会議、本部会議及び拡大本部会議で構成し、必要に応じ本部長が招集し、それぞれの議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

3 コアメンバー会議は、局推進本部に係る重要事項等を協議するため開催することとし、その出席者は、本部長及び副本部長のほか、パラムーブメント推進担当部長、コミュニティ推進部長、人権・男女共同参画室長、市民スポーツ室長、市民文化振興室長並びに市民生活部庶務課長及び企画課長とする。

4 拡大本部会議は、局推進本部に係る協議事項の情報共有等を図るため開催することとし、その出席者は、管理職員等の範囲を定める規則（昭和46年10月27日人委規則第21号）に規定する局内のすべての管理職員とする。

（庶務）

第6条 局推進本部の庶務は、市民生活部庶務課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、局推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部員（組織順）

パラムーブメント推進担当部長	コミュニティ推進部区政推進課長
パラムーブメント推進担当課長	人権・男女共同参画室長
市民生活部庶務課長	人権・男女共同参画室担当課長
市民生活部企画課長	平和館長
市民生活部地域安全推進課長	市民スポーツ室長
市民生活部戸籍住民サービス課長	市民スポーツ室担当課長
市民生活部多文化共生推進課長	市民文化振興室長
コミュニティ推進部長	市民文化振興室担当課長
コミュニティ推進部協働・連携推進課長	市民ミュージアム館長
コミュニティ推進部市民活動推進課長	岡本太郎美術館副館長